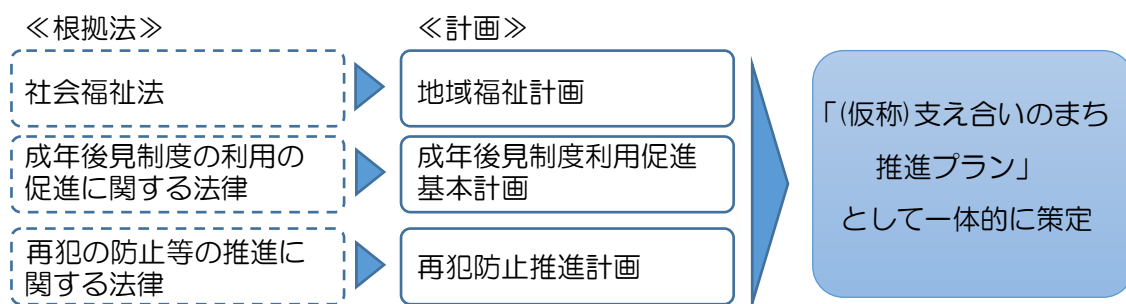


(仮称) 支え合いのまち推進プランの策定について

1 計画の策定趣旨及び位置づけ

本市では、平成 28 年 3 月に「支え合いのまち推進プランー第 3 期仙台市地域保健福祉計画ー」を策定し、地域保健福祉の推進に係る各般の施策を展開してきた。現行の計画期間が令和 2 年度末となっていることから、現計画の「要援護者支援方策」や「生活困窮者自立支援方策」に加え、平成 30 年 4 月施行の社会福祉法改正など国の動向を踏まえながら、令和 3 年度からの次の計画を策定する必要がある。

次の計画は、「(仮称) 支え合いのまち推進プラン」として、市町村地域福祉計画、市町村成年後見制度利用促進基本計画、地方再犯防止推進計画を一体のものとして策定することとする。



策定にあたっては、本市の新総合計画策定に向けた議論を踏まえるとともに、関連する対象別の保健福祉計画との整合性を図りながら、福祉の各分野における共通事項を定めていく必要がある。

2 計画策定に向けた取り組み

仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において全体的な検討を行う。成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画については、別途検討の場を設け、その結果を本分科会に報告する。策定にあたっては広く市民意見等を取り入れる必要があることから、その手法を検討し実施するとともに、仙台市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」策定に向けた議論も踏まえながら検討を進めていく。

3 計画策定スケジュール（想定）

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により変更となる場合があります。

(令和 2 年度)

6 月～10 月 基本目標、施策の体系、施策の推進等を順次、審議

※ 6 月～10 月の間に計 4 回程度開催予定

11 月 中間案審議

12 月 パブリックコメント（意見募集）

1 月～2 月 計画案審議

3 月 答申、計画策定

(令和 3 年度)

4 月 新計画開始